

令和5年6月22日

保護者の皆様

国分寺市子ども家庭部

保育幼稚園課長 坂本 岳人

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後における新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザへの対応について

日頃より国分寺市の保育行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和5年5月9日の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、感染症等についての取扱い及び様式につきまして、一部変更させていただきます。引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 インフルエンザ登園許可証明書の書式変更と当書式への新型コロナウイルス感染症の追加について

これまで本市では、お子さんがインフルエンザの診断を受けた場合、診断時に医者からの診断・所見を記載してもらい、その後の経過を保護者に記入していただく「インフルエンザ登園許可証明書」を使用し、その提出をもって、登園再開としていました。

今回、医療負担及び保護者の皆様の経済的負担の軽減を鑑み、当該証明書を診断時から保護者に記載していただく「インフルエンザ等登園届」としたうえで、この様式を使用する対象に「新型コロナウイルス感染症」を加える形とします（当該様式は市ホームページに掲載します）。

なお、当該2つの感染症以外の感染症にかかる登園許可証明書は、従前のままの運用と

します。

2 新型コロナウイルス感染症陽性者等となった場合の登園のめやす等について

(1) 登園のめやす

事項	登園について
お子さんが陽性になった場合	発症から5日間、かつ症状改善から1日を経過するまで登園停止。 「インフルエンザ等登園届」の提出をしていただくことで、登園可能とします。
お子さんがPCR検査、抗原検査を受検した場合	お子さん本人に体調不良がなければ登園可能。 ただし、お子さんが感染している可能性もあるため、登園前の健康観察をお願いいたします。
お子さんの同居家族が ・陽性者 ・PCR検査、抗原検査受検中 ・発熱、風邪症状	また、可能な場合は御家庭での保育をお願いいたします。

(2) 通常の発熱後の登園について

新型コロナウイルス感染症等感染症の診断のない発熱の場合は、解熱時に咳、下痢その他体調不良がないことが確認できれば、登園可能といたします。

ただし、登園後に保育園での活動に耐えられないと判断できる状況（例、咳・下痢の再発、再発熱、症状はないがぐったりとしている等）になった場合は、早めのお迎えを依頼する場合があります。

担当

国分寺市子ども家庭部
保育幼稚園課給付管理係
042-325-0111 内線 359